

福岡県公報

平成十八年三月十五日
第二千五百八号
増刊 ①

目次

規 則 (第十一号―第十四号)

○福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則

(建築指導課)

……………一

○福岡県浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

(建築指導課)

……………一

○福岡県児童福祉審議会規則を廃止する規則

(企画課)

……………一

○福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

(企画課)

……………一

○航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域の一部

(環境保全課)

……………二

規 則

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十一号

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則(昭和四十七年福岡県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県那珂土木事務所建築指導課の項中「甘木土木事務所」を「朝倉土木事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

福岡県浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十二号

福岡県浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

福岡県浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則(昭和六十年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県那珂土木事務所建築指導課の項中「甘木土木事務所」を「朝倉土木事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十三号

福岡県児童福祉審議会規則を廃止する規則

福岡県児童福祉審議会規則(平成十二年福岡県規則第百六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十四号

